

「林業環境政策課、森づくり推進課」
6月補正予算額 142,574千円

基金の概要

- ・森林環境譲与税を積み立てて管理するため、**森林環境譲与税基金を設置**
- ・積み立てた譲与税は、**森林整備等に取り組む市町村への支援に係る事業に充当**

※森林環境譲与税

- ・森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林整備及びその促進に関する施策の財源を確保することを目的に国が今年度創設。

活用についての考え方

譲与税と県版森林環境税の役割分担の整理

| | | 譲与税 | | 県版森林環境税 |
|---------|------------------------|-------|----------------|----------------|
| | | (市町村) | (県) | |
| 森林整備 | 森林経営管理制度に基づく事業 | ○ | — | — |
| | 上記に係る市町村支援 | — | ○ ^① | — |
| | 森林経営管理制度とは対象を異にする森林の整備 | — | — | ○ |
| 森林整備の促進 | 森林経営管理制度を前提とした人材育成等 | ○ | — | — |
| | 上記に係る市町村支援 | — | ○ ^② | — |
| | その他の事業（普及啓発や木材利用促進等） | △(※) | △(※) | ○ ^③ |

(※) 制度上は充当が可能だが、譲与税だけでは十分な財源を確保できないため、県税を充当するもの

①森林経営管理制度の円滑な推進に資するため、**森林整備に取り組む市町村への支援**に活用
(譲与税と県税は、所有者の管理の意思の有無により対象森林が明確に区分)

②**森林経営管理制度に対応する市町村に必要となる人材育成や担い手確保の取組に対する支援**には、県の譲与税を活用

③普及啓発や木材利用促進等の事業を十分に実施していくため、譲与税に加えて**県版の森林環境税も引き続き財源として活用**

※森林経営管理制度

経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐ新たなシステム（今年度から開始）

補正予算の概要

- ・**森林環境譲与税基金に譲与見込額を積み立て**（142,574千円）
- ・法律が未制定であったため当初予算では一財計上としていた**以下の事業について、基金からの財源を充当**

| | (千円) |
|---|--------|
| 森林経営管理制度の実施に向けた支援 ・意向調査を始めとする市町村の業務に必要な林地台帳等のシステム改修 ・本庁と林業事務所に支援スタッフを配置 等 | 69,827 |
| 担い手確保への支援 ・林業就業者の定着率向上のため、「雇用管理改善推進アドバイザー」を配置 等 | 16,715 |
| 市町村職員向け研修の実施 ・林業大学校において市町村職員を対象とした研修を実施 | 8,570 |
| 合計 | 95,112 |

※基金積立額との差額47,462千円については、今後の補正予算計上を検討中

- ・**森林資源の適正な管理**
- ・**森林が有する公益的機能の発揮**
災害防止・国土保全機能
水源のかん養、地球温暖化防止

